

住民自治協議会

三重県 伊賀市

人口：97,058人

面積：558.17km²

担当部署：市民生活課

概要

住民自治協議会は、自治基本条例で定められた組織で、地域に住むあらゆる人が自由に参加でき、身近な地域課題を話し合い、解決するための協議の場として、地域住民により自主的に設置された組織です。各協議会では、地域の現状や地域課題を整理し、自ら取り組む活動方針や内容等を定めた「地域まちづくり計画」を策定し、その計画に基づき、地域福祉、地域の安心・安全、人権まちづくり・多文化共生、コミュニティービジネス等あらゆるジャンルにおいて、地域の実情に即したまちづくり活動に取り組んでいます。

市は、活動拠点の提供、財政支援や住民自治を支援・補完する機関を設置し、住民自治協議会に対する支援を行っています。

選定理由

(三重県コメント)

県においても、県政の基本方針の実現のために、地域主権社会の確立を掲げ、その理念を「新しい時代の公」として表現しています。伊賀市の住民自治協議会の制度は、「新しい時代の公」の担い手として、住民自らが考え、企画、実践していくことにより行政課題に主体的に取り組んでいくものであり、今後の地方自治のあり方としてモデルとなり得るものと考えています。

現在においても、同様の取組が県内外の市町村に広がってきておりますが、今後は、事業内容をより積極的に周知していくことにより、地域自治がより一層広がっていくことが重要であると考えます。

背景

伊賀市は、平成 16 年 11 月 1 日に合併をしましたが、伊賀では合併は目的ではなく、地域内分権のチャンスと考え、伊賀市独自の自治の実現のための検討が行われました。

住民のニーズも多様化、複雑化するなかで、行政範囲が広がる市全域を一律に対応していくことは極めて困難になってきています。伊賀地域は、市街地や住宅地、農村部、山村部などいろんな地域から構成されているため、地域の実情に応じた取組が地域の人たちで考え実行できるよう、一定の権限や財源を地域へ配分した方が良いということが背景にあります。

バブルが崩壊して景気が低迷していることに加え、これから少子高齢化がさらに進み、団塊の世代がどんどんリタイアするため、税収も急激に減少せざるを得ない。となると、これまでと同様に行政が全ての公共サービスを維持していくことはとても無理であり、継続的な公共サービスを提供できる工夫が必要となります。伊賀市では、個人でできることは個人で、家族でできることは家族で、地域でできることは地域で行い、そこでもできないことは市が補完するという、「補完性の原則」に基づき、みんなで支え合える仕組みを作らないと地域社会そのものが崩壊しかねない状況にあると考えました。

このため、少子高齢社会への対応や環境保全といった地域を取り巻く様々な課題に住民が積極的に取り組んでいけるしくみとして、面識社会が形成されているおおむね小学校区単位において、誰でもが自由に参加し、身近な地域の課題を話し合い、自らが課題解決する地域住民の自主的な組織・協議の場が「住民自治協議会」です。

決して、組織を作ることだけが目的ではなく、地域ぐるみで知恵を出し合い、みんなで汗もかき住み続けたいと思えるまちづくりをしていくしくみであり「公」の場づくりであります。

これらの自治のしくみを担保し、市民が主役となった自治を実現するため、合併協議の中で、平成 16 年 6 月より市民参加による伊賀市自治基本条例の検討がなされ、中間報告のタウンミーティングやパブリックコメント等を経て、最終の合併協議会で条例案が承認されました。

伊賀市発足後の、平成 16 年 12 月議会で「自治基本条例」が可決、24 日に公布・施行されています。



◇伊賀市自治基本条例タウンミーティング

具体的内容

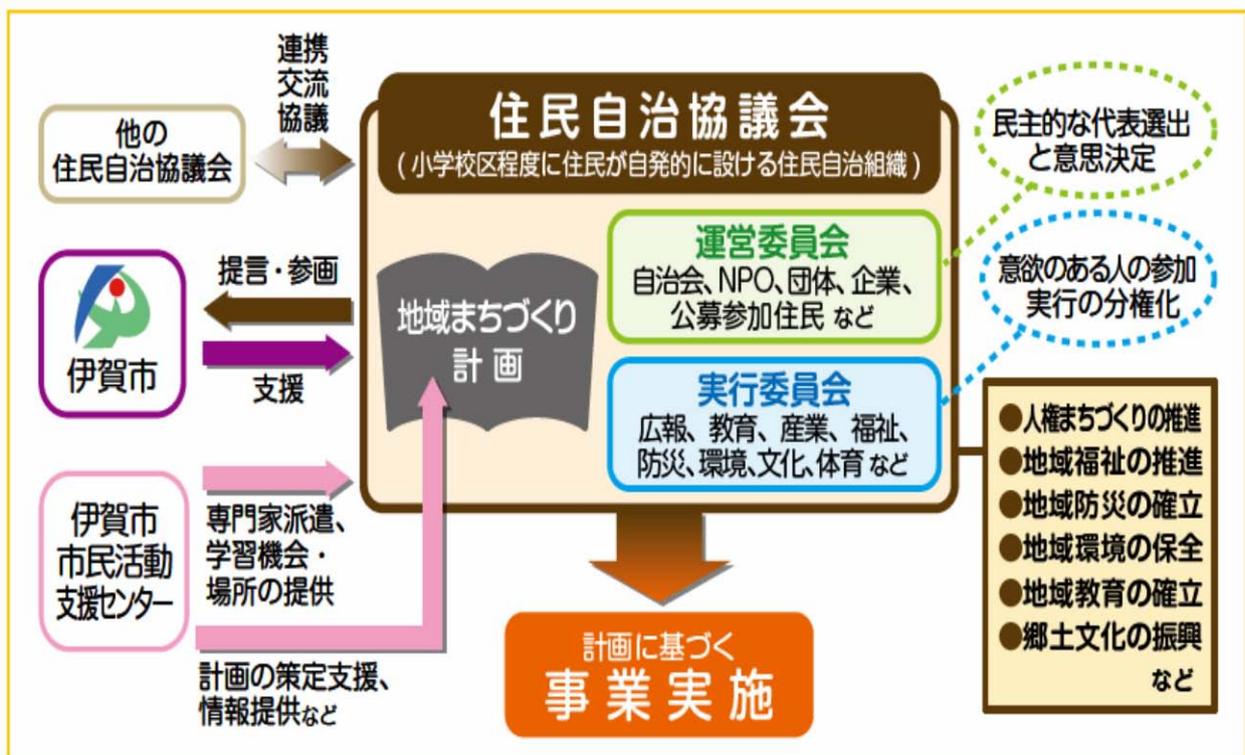
住民自治協議会が組織され、はじめに果たすべき役割として、地域課題の解決を図るための計画である「地域まちづくり計画」を策定し、その計画に基づき事業を実施していくことが重要となります。また、組織化や計画策定を通じてより多くの地域住民の参加・参画を促し、地域の合意形成をつくる民主的な地域のルールを地域住民が決めることへつなげていくことも重要です。

地域まちづくり計画は、その地域に住んでいる人たちが、もう一度自分たちの地域を見直し、タウンウォッチングや、地域の人々にアンケートをとって、地域の現状や課題整理を行い、地域住民自ら取り組む、まちづくり活動の方針や内容等を定めています。決して、市に対する要望事項をまとめたものではありません。

住民自治協議会は、自分たちの身近な、ミニ自治体のようなものです。

このため、地域課題の地域福祉、地域の安心・安全、環境保全、人権まちづくり・多文化共生、コミュニティービジネス等あらゆるジャンルに、部会や実行委員会を設置し、それぞれの地域まちづくり計画の実現のために取り組んでいます。

【参考：住民自治協議会のイメージ図】



市の住民自治協議会への支援

(1) 活動拠点の提供

…地区市民センターを使用している。

(2) 財政支援

①地域交付金

…地域まちづくり計画を策定し、地域ごとの創意・工夫が発揮され、地域で用途が決められる。また、まちづくりは継続性が重要なことから、目的基金を設置し積み立てることができる。

単年度の予算総額約 41,000 千円のうち基準額 40 万円。残額を人口割で各協議会に交付。

②地域活動支援事業（補助金）

…地域まちづくり計画を実現するための新規の活動や新たな工夫が加えられた既存の活動に対し、公開審査会でプレゼンを実施し、評価基準点以上で順位付けし採用された活動に対して補助。補助率 90%、限度額 50 万円

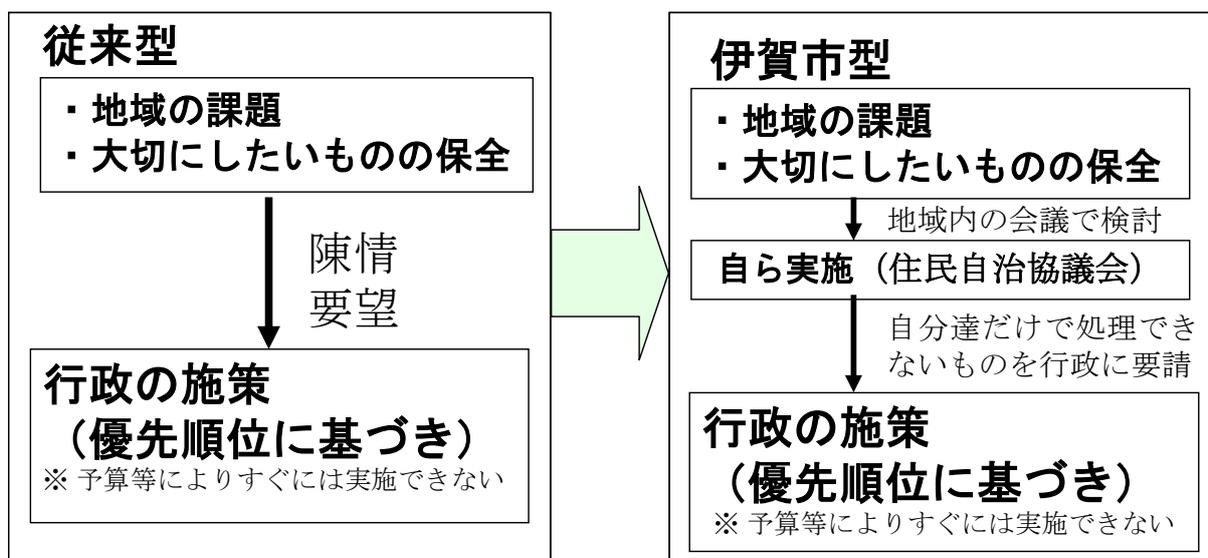
(3) 住民自治を補完する機構の設置

…市民活動支援センターや支所の設置。市民活動支援センターは住民自治協議会などの地縁系の組織と目的を持ったテーマ別組織双方を支援しています。

(4) 支援の単位

…概ね小学校区単位（明治時代の村を基本に地勢等を勘案した 38 地域）

【参考：伊賀市型住民自治のあり方】



取組中の課題・問題点

住民自治協議会の活動については、各部会員が事業に対して企画した部会員だけで活動している状況があり、住民を巻き込むような広がりには欠けている状況等も見受けられます。各協議会の広報紙についても、多くは事業結果報告やイベントの開催案内であり、地域住民の当事者意識を引き出すためには、事業の企画段階から広報をし、事業への地域住民の参画を促すような情報提供が必要であると考えます。

また、これからの「公」を担うのは行政だけではなく、多様な主体が担うことが求められるとすれば、住民自治協議会のような地縁系組織と目的別団体（NPOなど）、企業（事業者）、行政がそれぞれの特色を活かした連携（協働）が必要となります。

工夫点

住民自治協議会が「地域まちづくり計画」に沿って活動や事業が進められるように、サポートしていますが、住民自治活動はあくまでも自主的なものであることから、行政の過度の干渉や支援により自主性が損なわれないよう配慮をしています。

従来の行政側からの一方的なお知らせを目的とした情報提供のあり方から、市政の企画・立案段階から住民の参画を可能にし、市民と行政の協働によって市政の方向性を決定するしくみづくりが求められており、市民からの請求による情報公開だけでなく、行政側の積極的な情報提供により、多くの市民の参加を目指しています。

効果

「補完性の原則」に基づき、市民自身あるいは地域が「私たちのまちは、私たちの手でつくる」という自らの責任のもと、まちづくりの決定や実行を行うとともに、市はこれらの活動を支援し、また、市自らも改革を進めるなど、市民が主体となり地域の個性が生きた自治の形成のため、分権型まちづくりの意識の醸成ができつつあります。

住民（職員）の反応・評価

地域課題が見えていない地域や差し迫った問題がない地域にとっては、住民自治のしくみや自ら進んで組織化について前向きな議論にいたるまで時間がかかり、また、自治会と住民自治協議会の違いについて理解が得られなかったり、市民全体への浸透については十分とはいえない部分があります。

また、地域のまちづくりを推進するうえでは、行政の一セクションが担うのではなく、行政組織が横断的に取り組むよう意識改革が必要です。

フォローアップ

行政としては、交流会や先進的な取組をしている事例報告会を開催し、成功の要因の分析・整理を行い、より多くの地域が情報を共有し、伊賀市全体の住民自治協議会の底上げを図っています。また、市外への情報提供、市外の情報のベンチマーキングやその情報整理・提供を進めることが求められています。

行政職員全員が、自治基本条例を十分に理解し、意識改革を図っていくことが重要であり、行政組織全体で横断的に情報を共有し、現在、市民参加、各部局参加による伊賀市の「協働のしくみ」の検討を進めています。

今後の課題

各住民自治協議会が地域の問題点や課題を解決するために地域まちづくり計画を策定し、その計画に沿って活動しているが、問題点や課題の捉え方によって住民自治協議会の活動に差異が生じてきているのは確かです。このため、地域合意を形成する為のファシリテーター的なリーダーや、計画を活動につなげる核となるリーダーの発掘・育成支援も必要です。

地域や各種団体の委託金や補助金等を包括的に交付金として、地域財源に充てるなどの行財政改革が必要になってきています。

今後取り組む自治体に向けた助言

伊賀の地域社会では、少子高齢化や環境保全を始め様々な地域課題を抱えていますが、こうした課題に対応していくためには、まず、地域の現状や課題などについて、地域社会を構成している住民や行政、企業、各種団体などが情報を共有し、共に検討を進めながら、各主体が役割分担してその解決に向けた活動を行っていくという「ガバナンス」(共治)が不可欠となっています。

こうした考えを基本に、住民自治の仕組みや、それに対応すべき行政改革が必要と考えます。

アドレス

<http://www.city.iga.lg.jp/ctg/62621/62621.html>